

平成 28 年 3 月 31 日

建設業者各位

総合政策課長

建設工事に係る最低制限価格制度の見直しについて（通知）

当町の建設行政に関し、平素より御協力を頂き誠にありがとうございます。

さて、建設工事の入札・発注制度については、公正な競争の促進と透明性の向上を図るため、平成 28 年 4 月 1 日から、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

1 建設工事における最低制限価格の一部改正について

適正な価格での契約を推進するため、これまでの最低制限価格の算定方式を一部改正します。

- (1) 対象工事 予定工事が 130 万円以上の建設工事
- (2) 算定方法

原則として、以下に掲げる額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額（1 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に 100 分の 108 を乗じて得た額とします。

- ①直接工事費の 10 分の 9.5
- ②共通仮設費の 10 分の 9.0
- ③現場管理費の 10 分の 9.0
- ④一般管理費の 10 分の 5.5

ただし、この額が予定価格の 10 分の 7.0 に満たない場合にあつては、予定価格に 10 分の 7.0 を乗じて得た額、10 分の 9.0 を超えるときは予定価格に 10 分の 9.0 を乗じて得た額とします。

【問い合わせ先】

階上町総合政策課 政策推進グループ
TEL 0178-88-2113